生活援助算定方法の判断と流れ

１　利用者本人が、要支援1～2・要介護1～5である

２　利用者本人に対して、生活援助が必要である

- 利用者本人ができるのか、できないのか？利用者本人ができることは、生活援助に含まれない。
- 「家事の経験がない、やったことがない。」、「家族に負担をかけたくない」、「利用者本人が家族のためにやってきた家事をヘルパーに代行してもらいたい」などという理由も、生活援助が必要であることの理由として認められない。
- 利用者本人が家事行為のすべてをできないとしても、一部でも工夫すればできること、又はできそうなことを見極める。
- 利用者本人ができる、又はできるようになる可能性がある生活行為の代行により、ADLやIADLの低下を招かない。

３　「同居家族の有無」

【　同　居　】　同じ家屋に家族等が住んでいること、二世帯住宅や同一敷地内に家族等が居住していること。
【　別　居　】　別敷地別棟であること、マンション等においては別個別室であること。

【　同居家族がいない場合　】　　【　同居家族がいる場合　】

◎　**原則、算定できないが、一律機械的に不可としてはいけない**（※平成19年12月20日厚生労働省老健局「事務連絡」

４　「家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」

【障害】

障害者手帳の有無や障害認定だけでの判断ではなく、障害に起因して実際に家事を行うことが困難であるのかという視点で判断する。

【疾病】

疾病名を明らかにするとともに、十分なアセスメントを行うことなどにより、疾病によってどのような家事を行うことができるか・できないかを見極める。（※医師の診断書による確認・保管は不要）

【　障害・疾病がある場合　】　　【　障害・疾病がない場合　】

５「同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合」

利用者及び家族を含めたサービス担当者会議において、該当理由を共通認識とし、しっかりとした内容の記録、及びケアプランへの位置づけを短期的なものとし、改善に向けての働きかけを継続する必要がある。

【　やむを得ない事情がある場合　】　　【　やむを得ない事情がない場合　】

生活援助の算定はできない

◎　**アセスメントにおいて、「家族の介護力」に注目する！**

６　提供するサービスの内容が適切か

- 規定されている範囲内のサービスであるか？（←平成12年3月17日　老計第10号）
- 基準を満たしているか？（←平成12年2月10日厚生省告示第19号、平成12年3月1日老企第36号第2の2（5））
- 保険給付として不適切な事例に該当していないか？（←平成12年11月16日老振第76号）

【　適切な内容である場合　】　　【　不適切な内容である場合　】

生活援助の算定はできる　　生活援助の算定はできない